

佐中広給第788号

平成30年10月15日

各指定居宅介護支援事業所管理者様

佐賀中部広域連合長 秀島 敏行

(公印省略)

厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護を位置づける居宅サービス計画書の届出について(通知)

日頃より、介護保険業務の運営に関し、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、平成30年度介護保険制度改正により、平成30年10月1日以降、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、訪問介護における生活援助中心型サービスについて、厚生労働大臣が定める回数以上を居宅サービス計画に位置付ける場合は、居宅サービス計画を届け出ることが義務付けられました。

つきましては、該当する居宅サービス計画について、下記により必要書類を提出していただきますようお願いいたします。

記

1. 届出の対象となる居宅サービス計画

平成30年10月以降に、作成又は変更(軽微な変更を除く)した居宅サービス計画のうち一定回数以上(※1)の訪問介護(生活援助中心型※2)を位置付けたもので、利用者の同意を得て交付したもの

※1 訪問介護(生活援助中心型)の回数(1月あたり)

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準回数	27回	34回	43回	38回	31回

※2 訪問介護(生活援助中心型)とは、生活援助だけで入っている回数のみをいい、身体介護に引き続いて生活援助を提供するサービスについては対象とはなりません。

2. 提出期限

当該月において作成又は変更した居宅サービス計画について、翌月の末日までにご提出をお願い致します。(例:居宅サービス計画を交付した日が10月10日の場合、提出期限は11月30日まで)

3. 届出書類

(1) 訪問介護(生活援助中心型)が基準回数以上となる場合の届出書

※様式はホームページに掲載しています

- (2) アセスメント表（基本情報を含む）の写し
- (3) 居宅サービス計画書（第1表から第7表）の写し
 - ※ 居宅サービス計画書は、利用者の同意のあるもの。
 - ※ 居宅介護支援経過（第5表）は、訪問介護（生活援助中心型）の回数が多くなった経緯、位置付けた理由を記載している部分のみで可。
 - ※ サービス利用票（第6表・第7表）は、予定のみの記載で可。
- (4) 訪問介護計画書（訪問介護事業所から提供を受けたもの）

【ホームページリンク先】

佐賀中部広域連合ホームページ【<http://www.chubu.saga.saga.jp/>】>介護保険>介護保険制度改正について>厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護を位置づけるケアプランの届出について

4. 届出先及び届出方法

佐賀中部広域連合給付課指導係にお持ちいただくか郵送でご提出ください。

5. その他

- ・提出していただいた居宅サービス計画書等については、内容により、本広域連合が平成30年12月以降に開催を予定している「プラン検討会議」にて、多職種協働による検証を行います。その場合、担当介護支援専門員として会議にご出席いただきますので、ご協力をお願いいたします。
- ・給付実績により届出が必要と確認した場合等には、届出を求めることがあります。

6. 問い合わせ及び提出先

〒840-0826

佐賀市白山二丁目1番12号

佐賀中部広域連合給付課指導係

Tel:0952-40-1131 Fax:0952-40-1165